


(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾19FAX第38号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2019年12月23日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

12/20 「自動化・機械化」問題及び  
「産業別最低賃金統一回答」問題の労使協議会の経過について

(本文) 11月1日に開催した中央港湾団交において、「自動化・機械化」問題について、及び「産別最低賃金統一回答」問題について労使協議することを確認したことをふまえ、12月20日(金)に同協議会を開催した。協議経過について、それぞれの課題ごとに、下記の通り報告する。

記

1. 「自動化・機械化」問題に関する労使協議について

- (1) この労使協議会の開催経過について、日港協から次の通り説明した。①大型コンテナ船に寄港に伴い、1寄港あたりのコンテナ積卸し個数が増加したことで、着岸時間が長期化するとともに、ターミナル荷役作業の波動性が増している。②同時に少子高齢化に伴う、労働力人口の減少や高齢化により、将来的な港湾労働者の不足が懸念されており、港湾労働者の確保に向けて労働環境の改善、所謂3K職場を抜け出せるような環境作りが急務となっている。③そこで荷役作業の波動性への対応、及び今般の働き方改革などの対応等、港湾労働者の確保に向けて労働環境を改善するため、遠隔操作RTGの導入の必要性を考えている。
- (2) 組合から、国策として「AIターミナル」を大きな戦略目標としている中で、雇用不安につながることは明確であり、業界団体として港湾運送の今後についてどう考えているか、その姿勢、考え方を求めた。それがない限り反対であることを表明した。
- (3) 日港協は、6大港、地方港それぞれに違うので、各港の実情にあった対応をするべきで、全国一律ではなく、各港でやることと主張した。
- (4) 組合から、国は「AIターミナル」を目指しており、今、労使で基本的な考え方をつくらなければ、国や荷主・ユーザーに使いやすい港になってしまうと主張した。そして、労働環境の改善には、自動化・機械化ではなく、職域を拡大することや、港運事業、とりわけ専業者の事業基盤をゆるがしかねないことを強く意識して、そうならない施策、一方的な事業の合理化を防ぐために、料金収受を確実にすることなどを労使で国に対して求めるべきと主張した。

また、中央で普遍的な対応基準をまとめることが第一で、その中に雇用を確保し、仕事と現場、労働力数を維持拡大していくことを盛り込んでいくことが重要であると追及した。それがあってはじめて地区協議会ができ、それを運用していけることを強調した。

(5) 日港協は、「雇用は守る、人は多少減っても新しい仕事を作る」と抽象的な議論を繰り返すだけだった。

組合側は、問題は労働者の雇用と港湾現業(荷役事業、検数・検定、関連)の仕事と業務基盤であり、これが確保されなければ先行き不安が募るだけだとし、そもそも「8-7-45」は364日オープンを合意した時の前提だったものができずに推移してきたことにも問題がある。現行の作業基準を守ることなど、具体的に協議を進めないと我々から見れば、雇用削減の話ばかりで反対である。

(6) 以上の協議経過であるが、日港協は、行政・ユーザーが前のめりになっている。高度化事業の総合的な対応プランなるものを持ち合わせておらず、当面のRTG遠隔操作にどう対応するかの問題意識が集中しているようであった。

組合側は個々の政策に表れについてではなく、政府・ユーザーの進める政策「合理化」にどう対応するかが鍵だと強調した。以上の結果、引き続き協議することを確認して、協議を終了した。

## 2. 産別最低賃金に関する労使協議について

(1) 組合から、19春闘が長引いたこと背景に、2月9日に中央労働委員会から「団体交渉における使用者の行為は…独占禁止法の問題とはならない」として「真摯に協議し、その解決に努めること」とのあっせん案が出され、日港協は「独占禁止法に抵触する恐れを払しょくできない」とし、これを拒否したことが、最大の原因であり、産別最低賃金の統一回答問題について早期解決を求めた。

(2) 日港協から、中央委への不当労働行為申請はいい事とは思わないとして、労使が紛糾することは荷主、ユーザーに対して弱みを見せることとなり、繰り返しにはなるが、何とか対策を模索しているとした。

(3) 組合は、2月の中央委員会までに回答がなければ、中労委に不当労働行為救済申請を行うことを通知し、それまでの間にも再検討するよう求めた。申し上げ、協議を終了した。なお、次回は2月4日に労使協議会を開催することを確認して、終了した。

以上